



# 島根県報

令和3年5月21日（金）

第 210 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

救急病院の認定	（医 療 政 策 課）	2
電線共同溝を整備すべき道路の指定	（道 路 維 持 課）	2

### 【特定調達公告】

給与管理システム運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（人 事 課）	2
総合人事システム運用保守業務に係る随意契約の相手方等	（        ”        ）	3

### 【監査告示】

包括外部監査人補助者の選任		3
---------------	--	---

### 【正 誤】

令和3年3月31日付け島根県報号外第37号中	（人 事 課）	4
令和3年3月31日付け島根県報号外第44号中	（産 業 振 興 課）	4
令和3年3月31日付け島根県報号外第44号中	（中 小 企 業 課）	4

**告 示****島根県告示第366号**

次の医療機関は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の救急病院に該当すると認められたので、同令第2条第1項の規定により告示する。

令和3年5月21日

島根県知事 丸 山 達 也

名 称	所 在 地	認 定 期 間
出雲徳洲会病院	出雲市斐川町直江3964-1	令和3年6月1日から 令和6年5月31日まで

**島根県告示第367号**

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、次のとおり電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定により告示する。

令和3年5月21日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路 線 名	区 間	上り線又は 下り線の別	指 定 年月日
県 道	松江木次線	雲南市大東町大東1454番8地先から同1580番3地先まで	上り線	令和3年 5月21日
		雲南市大東町大東1577番3地先から同1454番3地先まで	下り線	

**特 定 調 達 公 告**

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年5月21日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 件名及び数量  
給与管理システム運用保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地  
島根県総務部人事課 島根県松江市殿町1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社Works Human Intelligence 代表取締役 安齋 富太郎  
東京都港区赤坂1-12-32
- 5 随意契約に係る契約金額  
200,640,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び物品等又は特定役務の調達手続に係る島根県会計規則の特例を定める規則（平成7年島根県規則第83号）第9条の規定により公告する。

令和3年5月21日

島根県知事 丸 山 達 也

1 件名及び数量

総合人事システム運用保守業務 一式

2 契約に関する事務を担当する本庁等の名称及び所在地

島根県総務部人事課 島根県松江市殿町1番地

3 随意契約の相手方を決定した日

令和3年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社ハイエレコン 代表取締役社長 上田 康博 広島県広島市西区草津新町一丁目21番35号

5 随意契約に係る契約金額

106,656,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約によることとした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定による。

## 監 査 委 員 告 示

### 島根県監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第1項の規定により包括外部監査人中川修一から包括外部監査契約に基づく監査の事務を補助する者に係る協議があり、監査委員による協議が調ったので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年5月21日

島根県監査委員 白 石 恵 子

同 加 藤 勇

同 大 國 羊 一

同 三 島 明

1 監査の事務を補助する者の氏名及び住所

公認会計士 森脇俊樹 出雲市荒茅町854番地

公認会計士 周藤智之 雲南市三刀屋町下熊谷1710-2

弁護士 峠田晃宏 松江市内中原町230番地9

島田優子 松江市内中原町119番地 ステージア内中原802

## 2 監査の事務を補助する者が外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和3年5月20日から令和4年3月31日まで

**正****誤**

令和3年3月31日付け島根県報号外第37号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
22	上から11	総合企画部	総務企画部
	上から18	総合企画局	総務企画部
26	上から8	生活技術部	生産技術部
	下から5	松江県土整備事務所広瀬土木事務所	松江県土整備事務所広瀬土木事業所

令和3年3月31日付け島根県報号外第44号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
7	下から7	広角X線回折装置	広角X線回折装置
	下から3	広角X線回折装置	広角X線回折装置
12	上から10	11,800円	11,180円

令和3年3月31日付け島根県報号外第44号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
13	上から8	0.2パーセント」に、	0.2パーセント」に改める。